

五島市監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和2年度の定期監査（財務監査及び行政監査）を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和3年2月26日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 神之浦伊佐男

2五監第862号  
令和3年2月26日

五島市議会議長 谷川 等 様  
五島市長 野口 市太郎 様  
五島市教育委員会教育長 藤田 清人 様  
五島市選挙管理委員会委員長 平田 國廣 様  
五島市代表監査委員 橋本 平馬 様  
五島市公平委員会委員長 衿 宜 渉 様  
五島市農業委員会会長 山田 勝久 様  
五島市固定資産評価審査委員会委員長 永尾 晃 様

五島市監査委員 橋本 平馬  
五島市監査委員 神之浦 伊佐男

#### 令和2年度定期監査結果報告の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和2年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

なお、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、講じた措置の状況について、令和3年8月25日までに本職に通知ください。

#### 記

#### 令和2年度定期監査結果報告書

#### 第1 監査の基準

この監査は、五島市監査基準（令和2年五島市監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

#### 第2 監査の種類

定期監査（財務監査及び行政監査）

#### 第3 監査の対象

##### 1 対象部局

議会、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の全ての部局

##### 2 対象項目

##### (1) 財務監査

財務に関する事務の執行について、令和元年度の次に掲げる項目を監査の対象とした。

ア 収入に関する事務の執行 光熱水費

イ 支出に関する事務の執行 委託料の前金払（工事請負及び設計監理委託に関するものを除く。）

ウ 平成30年度の指摘事項等に対する改善状況等

## (2) 行政監査

令和2年度の重要課題及び懸案事項に関する事務の執行を監査の対象とした。

## 第4 監査の着眼点

### 1 財務監査

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査した。

なお、監査の主な着眼点は、次のとおりである。

ア 収入に関する事務の執行（光熱水費）

(ア) 光熱水費の算定は適正に行われているか。

(イ) 光熱水費は毎月徴収されているか。

(ウ) 光熱水費の減免及び徴収は適正に行われているか。

(エ) 財産の使用許可等の手続きは適正に行われているか。

イ 支出に関する事務の執行（前金払）

(ア) 前金払として支出の必要性は適当であるか。

(イ) 前金払として支出することが適当であるか(法令の規定に基づくものとなっているか)。

(ウ) 支出金額は基準に定められているか。また、基準を超えるものはないか。

(エ) 適切な時期に前金払を支出しているか。

### 2 行政監査

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査した。

## 第5 監査の主な実施内容

監査の実施に当たっては、あらかじめ財務関係資料、関係帳簿及び証拠書類の提出を求め、その内容について審査し、疑義不明の事項について関係職員から事情を聴取した。

また、光熱水費に関する事務について、現地に赴き、その適否を監査した。

## 第6 監査の実施場所及び日程

1 監査の期間 令和2年10月6日から令和3年2月24日まで

2 実施場所 監査委員事務局等

(1) 実地監査

ア 実施場所 監査対象施設

イ 日 程 令和3年1月18日及び同月19日

(2) 事情聴取

ア 実施場所 五島市役所3階第1委員会室及び第2委員会室

イ 日 程 令和3年2月3日、同月5日、同月9日、同月10日及び同月12日

(3) 講評会

ア 実施場所 五島市役所2階2-A会議室

イ 日 程 令和3年2月24日

## 第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、財務監査については、次の指摘事項及び指導事項を除き、監査の対象となった財務に関する事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

また、行政監査については、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

### I 収入に関する事務の執行（光熱水費）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による行政財産の使用の許可（行政処分。以下「使用許可」という。）を受けた者（以下「使用者」という。）が五島市行政財産使用料条例（平成16年五島市条例第81号。以下「行政財産条例」という。）第3条の規定により負担する光熱水費（私法上の契約に基づき負担するものを含む。以下同じ。）については、次のような是正又は改善が必要である事項が認められた。

(1) 指摘事項 40件

① 算出方法を誤っていたもの12件 ② 所属年度を誤っていたもの7件 ③ 消費電力が変更されていたもの7件 ④ 基本料金を除いていたもの6件 ⑤ 違算7件 ⑥ 徴収漏れ1件

(2) 指導事項 3件

① 根拠書類が保存されていなかったもの1件 ② その他2件

なお、過不足額等については、監査の対象である令和元年度の金額を記載したが、本件債権は、毎月定期的に発生する金銭債権（定期給付債権）であるから、令和2年4月1日前に生じた債権の消滅時効の期間は、民法の一部を改正する法律（平成29年法律

第44号)による改正前の民法(明治29年法律第89号)第169条の規定により5年であるので、その過不足額等について精査のうえ、適正に措置されたい。

## 1 指摘事項

### (1) 鑑瀬ビジターセンターの自動販売機の電気料金について

端数処理の際、1円未満を切捨てて算出すべきところ、四捨五入したことにより、令和元年度の電気料金に過徴収額6円が生じているので、速やかに還付されたい。

(総務企画部政策企画課)

### (2) やすらぎ苑の自動販売機の電気料金について

次の算出式により既徴収済額48,288円となっているが、公有財産貸付事務処理手順(平成25年2月7日付け24五財第1176号財政課長通知。以下「貸付事務処理手順」という。)に基づき算出すると、令和元年度の電気料金は53,690円であり、不足額5,402円が生じることとなるので、追加徴収されたい。

[算出式]

① 月平均電気料金17,165円/kwh((夏季(7/1~9/30)18,23円/kwh×3か月+その他季16,81円/kwh×9か月)÷12か月)

② 消費電力234,432kwh((電熱装置定格消費電力620W+蛍光灯30W×4本)×24時間×30日×稼働率44%÷1,000)

③ 電気料金年額48,288円(月額4,024円(①×②)×12か月)

(市民生活部生活環境課)

### (3) 福江陶芸館の電気料金及び水道料金について

ア 電気料金については、市が電気事業者からの請求書(以下「請求書」という。)により使用者が負担すべき電気料金を含めて支払い、請求書に基づき使用者から当該電気料金を徴収している。

地方自治法第208条第2項は、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない(会計年度独立の原則)と規定しているから、令和元年度の支出であれば同年度の収入となる。今後は、所属年度の取扱いについて十分留意されたい。

イ 水道料金については、使用許可の条件により、光熱水費は基本料金を除いて使用者が負担することとなっている。

水道料金の基本料金が、令和元年12月請求分から消費税率引上げの影響で990円((20mm<sup>5</sup>m<sup>3</sup>以下750円+メーター使用料150円)×1.1)となっているにもかかわらず、基本料金の控除額を972円((20mm<sup>5</sup>m<sup>3</sup>以下750円+メーター使用料150円)×1.08)としており、過徴収額72円(18円×4か月)が生じているので、速やかに還付されたい。

(福祉保健部長寿介護課)

(4) 久賀診療所医師住宅（アフリカミュージアム）の電気料金について

平成31年4月から令和元年6月までは、基本料金を算入せずに120kwhまでの1kwh当たりの単価を使用量に乗じて算出し、同年7月以降は、貸付事務処理手順に基づき算出している。

平成31年4月から令和元年6月までの電気料金を貸付事務処理手順に基づき算出すると、既徴収済額3,838円は8,229円であり、不足額4,391円が生じることとなるので、追加徴収されたい。

(福祉保健部国保健康政策課)

(5) 福江総合福祉保健センター2階の社会福祉法人事務所の電気料金について

令和元年10月請求分までは、平成29年10月1日から平成30年9月30日までの電気使用量の平均で算出していたが、会計課の指摘により、同年11月請求分からは、毎月の請求書に基づき算出することとし、同月請求分の既徴収済額29,103円と同月の請求書に基づく額17,316円との差額11,787円を還付しているが、同年10月以前の請求分については是正していない。

令和元年度の電気料金を請求書に基づき算出すると、既徴収済額375,054円は387,632円であり、不足額12,578円が生じることとなるので、追加徴収されたい。

(福祉保健部国保健康政策課)

(6) 福江総合福祉保健センター2階の介護施設の電気料金及び灯油使用料について

ア 電気料金については、令和元年8月請求分の保健センターの使用量31,470kwhを誤って31,407kwhで算出し、40,712円徴収している。

これを適正に算出すると40,630円であり、過徴収額82円が生じることとなるので、速やかに還付されたい。

イ 灯油使用料については、介護施設の使用量を福江総合福祉保健センター使用量の10%固定としているが、その根拠が明確でない。

灯油を使用している施設（プール、老人福祉センターの風呂、デイサービスセンターの風呂及び空調の冷温水機）の使用量に応じた負担となるよう適正な灯油使用量を算出し、又は合理的な負担割合に見直されたい。

(福祉保健部国保健康政策課)

(7) 福江総合福祉保健センターの自動販売機の電気料金について

平成31年4月1日前から自動販売機の機種が変更され、年間消費電気量3,330kwh（1,690kwh+1,640kwh）が2,070kwh（1,210kwh+860kwh）になっていたが、使用許可の際に確認していなかった。

令和元年度の既納付済額81,591円は50,715円であり、過徴収額30,876円が生じているので、速やかに還付されたい。

(福祉保健部国保健康政策課)

(8) 福江総合福祉保健センター売店の飲料缶ウォーマーの電気料金について

飲料缶ウォーマーの機種の変更により年間消費電力量が変更になるとともに、使用時間の5時間が24時間に、使用期間の22日が365日になっていたが、使用許可の際に確認していなかった。

電気使用量は、平成31年4月から令和元年11月までは月58.97kwhが月72.58kwh(同年11月については72.61kwh)に、同年12月から令和2年3月までは月62.70kwhが月137.91kwh(同年3月については137.94kwh)に変更されているので、令和元年度の既徴収済額17,704円は27,823円であり、不足額10,119円が生じているので、追加徴収されたい。

(福祉保健部国保健康政策課)

(9) 黄島診療所医師住宅の電気料金について

平成31年4月分から令和元年6月分までは、診療所の請求額から基本料金を除いた額に使用量の按分比率を乗じて算出し、同年7月分以降は、貸付事務処理手順に基づき算出している。

平成31年4月分から令和元年6月分までの電気料金を貸付事務処理手順に基づき算出すると、合計既徴収済額4,004円は6,221円であり、不足額2,217円が生じることとなるので、追加徴収されたい。

(福祉保健部国保健康政策課)

(10) 五島市中央公園アーチェリー場の自動販売機の電気料金について

令和元年5月分及び同年6月分に離島ユニバーサルサービス調整額が算入されておらず、120kwhまでの単価17.19円は17.14円、120kwh超過300kwhまでの単価22.69円は22.64円、300kwh超過の単価25.63円は25.58円である。また、同年7月分から同年10月分までを単価22.64円で、同年11月分から令和2年3月分までを単価23.06円で算出している。

貸付事務処理手順に基づき算出すると、令和元年度の合計既徴収済額50,338円は50,597円であり、不足額259円が生じることとなるので、追加徴収されたい。

(地域振興部スポーツ振興課)

(11) 五島市中央公園入口トイレ横の自動販売機の電気料金について

令和元年8月分から同年10月分までを単価22.64円で、同年11月分から令和2年3月分までを単価23.06円で算出している。

貸付事務処理手順に基づき算出すると、令和元年8月分から令和2年3月分までの電気料金の合計既徴収済額22,800円は22,797円であり、過徴収額3円が生じることとなるので、速やかに還付されたい。

(地域振興部スポーツ振興課)

- (12) 五島市中央公園市民体育館ロビーの自動販売機の電気料金について  
自動販売機の機種が変更され、年間消費電力量2,726kwhはカタログで2,012kwhになっていたが、使用許可の際に確認していなかった。  
令和元年度の既徴収済額77,589円は57,265円であり、過徴収額20,324円が生じているので、速やかに還付されたい。

(地域振興部スポーツ振興課)

- (13) 五島市中央公園多目的広場トイレ前の自動販売機の電気料金について  
自動販売機の機種が変更され、年間消費電力量1,709kwhは自動販売機の表示板で620kwhになっていたが、使用許可の際に確認していなかった。  
令和元年度の既徴収済額48,638円は17,641円であり、過徴収額30,997円が生じているので、速やかに還付されたい。

(地域振興部スポーツ振興課)

- (14) 五島市中央公園陸上競技場管理棟前の自動販売機の電気料金について  
令和元年5月分及び同年6月分に離島ユニバーサルサービス調整額が算入されておらず、120kwhまでの単価17.19円は17.14円、120kwh超過300kwhまでの単価22.69円は22.64円、300kwh超過の単価25.63円は25.58円である。また、同年7月分から同年10月分までを単価22.64円で、同年11月分から令和2年3月分までを単価23.06円で算出している。  
更に自動販売機の年間消費電力量については、自動販売機の機種が変更されA社分1,116kwhは平成24年8月8日から1,125kwhに、B社分3,276kwhは平成29年12月22日から2,756kwhに変更されていたが、使用許可の際に確認していなかった。  
貸付事務処理手順に基づき算出すると、令和元年度の合計既徴収済額123,322円は108,908円であり、過徴収額14,414円が生じているので、速やかに還付されたい。

(地域振興部スポーツ振興課)

- (15) 福江武道館の自動販売機の電気料金について  
自動販売機の機種が変更され、年間消費電力量3,192kwhはカタログで1,950kwhになっていたが、使用許可の際に確認していなかった。  
既徴収済額285,114円は174,174円であり、過徴収額110,940円が生じているので、速やかに還付されたい。

(地域振興部スポーツ振興課)

- (16) 箕岳園地花見ライトアップの電気料金について  
使用電力量を把握することが困難であるとの理由により、平成29年度白良ヶ浜



万葉公園のイルミネーション点灯時の電気料金を参考にすることとし、当該電気料金を日割り計算して請求している。

電気料金の算出については、ライトアップに使用する機器の消費電力を計測し、ライトアップに係る1日当たりの使用電力量を算出するなど、算出方法を検討して徴収されたい。

[計算式] 電気料金＝商品の kw 数×日数×1日の使用時間×電力量料金(kwh)

(建設管理部管理課)

(17) 支所庁舎の放送事業設備の電気料金について

ア 富江支所庁舎の本件施設の電気料金については、基本料金を最大需要電力9kwhとして算出しているが、同庁舎の基本料金は、最大需要電力が平成31年4月から同年7月までの請求は毎月7.9kwh、同年8月請求は7.3kwh、同年9月請求は7.0kwh、同年10月から令和2年3月までの請求は毎月7.3kwhである。本件施設と同庁舎の最大需要電力に大きな開きが生じることから、最大需要電力に上限を設けているとのことであるが、算出方法を他の施設と別異にする合理的な理由はないから、貸付事務処理手順に基づき算出すべきである。

また、令和元年4月請求分は、平成31年3月2日から同年4月1日の燃料費調整額単価を0.08円で算出しているが、同月1日は0.05円であり、同年7月請求分は、同年6月2日から同年7月1日までの電力量料金単価を16.84円で算出しているが、同年7月1日は18.26円である。さらに、令和元年10月から令和2年3月まで請求分の電気料金は、電気事業者を変更したことにより、基本料金の力率割引15%で請求されているから、基本料金の力率割引15%を算入すべきである。

したがって、不足額を算出し、追加徴収されたい。

(富江支所)

イ 三井楽支所庁舎の本件施設の電気料金については、基本料金を最大需要電力6kwhとして算出しているが、同庁舎の基本料金は、最大需要電力が平成31年4月から令和元年9月までの請求は毎月6.1kwh、同年10月から令和2年3月までの請求は毎月5.8kwhである。本件施設と同庁舎の最大需要電力に大きな開きが生じることから、最大需要電力に上限を設けているとのことであるが、算出方法を他の施設と別異にする合理的な理由はないから、貸付事務処理手順に基づき算出すべきである。

また、令和元年10月から令和2年3月まで請求分の電気料金は、電気事業者を変更したことにより、基本料金の力率割引15%で請求されているから、基本料金の力率割引15%を算入すべきである。

したがって、不足額を算出し、追加徴収されたい。

(三井楽支所)

ウ 岐宿支所庁舎の本件施設の電気料金については、基本料金を最大需要電力8kwhとして算出しているが、同庁舎の基本料金は、最大需要電力が平成31年4月から令和2年1月までの請求は毎月8.2kwh、同年2月請求は6.2kwh、同年3月請求は6.7kwhである。本件施設と同庁舎の最大需要電力に大きな開きが生じることから、最大需要電力に上限を設けているとのことであるが、算出方法を他の施設と別異にする合理的な理由はないから、貸付事務処理手順に基づき算出すべきである。

また、令和元年10月から令和2年3月まで請求分の電気料金は、電気事業者を変更したことにより、基本料金の力率割引-15%で請求されているから、基本料金の力率割引-15%を算入すべきである。

したがって、不足額を算出し、追加徴収されたい。

(岐宿支所)

エ 奈留支所庁舎の本件施設の電気料金については、基本料金を最大需要電力6kwhとして算出しているが、同庁舎の基本料金は、最大需要電力が平成31年4月から同年8月まで請求は毎月4.3kwh、同年9月から令和2年2月まで請求は毎月4.1kwh、同年3月請求は4.3kwhである。本件施設と同庁舎の最大需要電力に大きな開きが生じることから、最大需要電力に上限を設けているとのことであるが、算出方法を他の施設と別異にする合理的な理由はないから、貸付事務処理手順に基づき算出すべきである。

また、令和元年10月から令和2年3月まで請求分の電気料金は、電気事業者を変更したことにより、基本料金の力率割引-15%で請求されているから、基本料金の力率割引-15%を算入すべきである。

したがって、不足額を算出し、追加徴収されたい。

(奈留支所)

(18) 玉之浦支所庁舎旧土地管理課室の事務所の電気料金について

貸付事務処理手順に基づき徴収することとされているところ、基本料金について負担すべき電気料金を徴収していない。

貸付事務処理手順は、光熱水費について、市の負担が発生しないよう徴収しているから、基本料金を電気使用量に応じて算出すると、令和元年度の既徴収済額84,701円は101,481円であり、不足額16,780円が生じることとなるので、追加徴収されたい。

(玉之浦支所)

(19) 高浜園地休憩施設の自動販売機の電気料金について

実地監査において、平成31年4月1日前から自動販売機の機種が変更され、年

間消費電力量2,322kwhが1,115kwhになっていることを確認したので、過徴収額を算出し、速やかに還付されたい。

(三井楽支所)

(20) 岐宿支所庁舎及び福江島開発総合センターにおける電気料金及び水道料金について

ア 岐宿支所庁舎及び福江島開発総合センターのウに掲げる事業所、施設等の電気料金については、平成19年頃に、同庁舎に設置されている情報センターの電気料金を当時の市長公室の予算で支出するため、財政課分と市長公室分に分けたときの計算方法に基づき、同庁舎の電気料金から情報センター分の電気料金を差し引いて1kwh当たりの単価で算出している。

しかしながら、算出方法を他の施設と別異にする合理的な理由はないから、貸付事務処理手順に基づき、岐宿支所庁舎の電気料金を電気使用量で按分して算出すべきである。

したがって、不足額を算出し、追加徴収されたい。

イ 使用者から徴収するウに掲げる事業所、施設等の電気料金及びウ(ア)に掲げる営利法人事業所の水道料金の所属年度については、(3)アに同じである。

ウ 当該事業所、施設等は、次のとおりである。

(ア) 岐宿支所庁舎

2階の営利法人事業所 屋上の電波監視施設 玄関ホールの自動販売機 社会福祉法人支所事務所

(イ) 福江島開発総合センター

歯科診療所

(岐宿支所)

(21) 奈留保健センターの社会福祉法人支所事務所の電気料金について

電気使用量の端数処理の間違いにより、令和元年8月請求分と同年11月請求分に合計2円の不足額が生じているので、追加徴収されたい。

(奈留支所)

(22) 奈留ターミナルビルの電気料金及び水道料金について

ア 電気料金については、貸付事務処理手順に基づく算出を行っておらず、基本料金について負担すべき電気料金を徴収していない。また、電気料金の算出に使用している単価は、電気事業者が平成20年9月に制定した単価であるため、違算が生じている。

したがって、正当な単価で貸付事務処理手順に基づき算出し、適正に徴収されたい。

イ テナントの水道料金については、各テナントに水道の子メーターが設置されて

いるにもかかわらず、これまで徴収していないので、各テナントの使用量に応じて徴収されたい。

(奈留支所 建設管理部管理課)

(23) 旧岳小学校の営利法人事業所の電気料金及び水道料金について

ア 電気料金については、使用許可の条件において使用者が電気料金の基本料金3,353円(6,706.8円÷2)を超える金額を負担するとしているところ、令和元年12月請求分の電気料金の基本料金3,353円(6,706.8円÷2)は3,415円(6,831円÷2)であり、令和元年度は過徴収額62円が生じているので、速やかに還付されたい。

イ 水道料金については、使用許可の条件において使用者が水道料金の基本料金918円((750円+100円)×1.08)を超える金額を負担するとしているところ、令和元年12月請求分から令和2年3月請求分までの水道料金の基本料金月額918円((750円+100円)×1.08)は月額935円((750円+100円)×1.1)であり、令和元年度は過徴収額68円(17円×4か月)が生じているので、速やかに還付されたい。

ウ 本件電気料金及び水道料金については、行政財産条例第3条に、行政財産を使用するため必要とする電気料金、水道料金等は使用する者の負担とすると規定され、貸付事務処理手順が、光熱水費について市の負担が発生しないよう徴収するとしているにもかかわらず、使用許可において市の特別な負担となる条件を特記していることから、電気料金及び水道料金が実費相当額になっていない。

使用許可の条件については、行政財産条例及び行政処分の平等原則に基づき、適正に取り扱われたい。

(教育委員会事務局総務課)

(24) 玉之浦中学校の放送事業設備の電気料金について

使用者から徴収する電気料金の所属年度については、(3)アに同じである。

(教育委員会事務局総務課)

(25) 長崎県立鶴南特別支援学校五島分校の電気料金及び水道料金について

ア 電気料金については、全ての請求に再生可能エネルギー発電促進賦課金(以下「再エネ賦課金」という。)2.95円/kwhが算入されていない。

その原因は、長崎県教育委員会が、長崎県立鶴南特別支援学校五島分教室において長崎県が負担すべき費用に関する覚書について再エネ賦課金に関する変更を予定していたにもかかわらず、平成27年1月29日の市教育委員会と長崎県教育委員会との協議の結果、その事情は不明であるが、「電気料について、再エネ賦課金は五島市で支払うため、県の負担は不要。」として、同月30日に、再エネ賦課金の負担に関する変更をすることなく、新たに覚書を締結していることによる

ものである。

しかしながら、再エネ賦課金は、国の再生可能エネルギーの固定価格買取制度において、電気事業者が買い取る費用の一部を電気の使用者から徴収するものであるから、長崎県が電気事業者と直接供給契約を締結した場合には、長崎県は再エネ賦課金を負担することとなる。したがって、市が長崎県との契約に基づき同者が使用した電気の料金を徴収するに際しては、本来電気の使用者として同者が負担すべき再エネ賦課金を徴収しなければならないこととなる（現に市は、市民から使用許可の条件として電気料金を徴収するときに再エネ賦課金を徴収している。また、当該覚書の変更の際、壱岐市は再エネ賦課金を徴収することとしている。）から、これを徴収しないのであれば、相応の合理的な理由が求められるところ、監査した限りにおいては、その理由は示されなかった。

したがって、長崎県から再エネ賦課金を徴収しない合理的な理由があれば格別、そうでない場合には、平成27年1月30日締結の覚書を見直して適正な電気料金を徴収されたい。

なお、電気料金及び水道料金について、次の徴収誤り及び違算により、過不足額が生じているので、適正な額を算出し処理されたい。

- (ア) 5月請求分の電気料の基本料金175,870.44円は155,380.68円で、1kwh当たり燃料費調整額-0.11は-0.13である。
- (イ) 水道料金の12月請求分は、使用期間が11月分であれば226円（消費税率1.08）は231円（消費税率1.1）である。
- (ウ) 電気料の2月請求分の基本料金力率割引-15%（-33,145.20円）が算入されていない。

イ 長崎県から徴収する電気料金及び水道料金の所属年度については、(3)アに同じである。

(教育委員会事務局総務課)

## 2 指導事項

### (1) 市役所本庁旧本館棟の自動販売機の電気料金について

電気料金の算出に当たって、使用電力量の根拠となる書類の提示を求めたところ、機器ごとの年間消費電力量の根拠となるカタログ等がなかったので、聴き取りにより確認したとのことであるが、当該聴取の内容を記録した書面がない。

電気料金の算出の根拠となる仕様書、カタログ等の書類については、五島市有財産管理規則（平成16年五島市規則第49号）第22条第1項の公有財産使用許可申請書（庁舎にあっては、五島市庁舎管理規則（平成16年五島市規則第10号）第5条第1項の庁舎使用許可申請書）に添付させ、当該書類がないときは聴取録を作成して、適切に文書管理すべきである。

(総務企画部財政課)

(2) 長崎県福江港ターミナルビルの光熱水費について

長崎県福江港ターミナルビルの共用部分の電気料金、水道料金及び灯油代については、市が3割を負担し、テナントが7割を負担しているが、その根拠が明らかでない。

同ターミナルビルは、福江港を利用する者の利便に供するため、長崎県が設置した公の施設であり、共用部分については旅客の利用が多いのであるから、その使用の実態に即して、合理的な負担割合となるよう見直されたい。

(建設管理部管理課)

(3) 富江支所庁舎敷地の震度情報ネットワークシステムの電気料金について

使用者が長崎県であるという理由により電気料金を徴収していないとのことであるが、当該使用許可に関する決裁文書に電気料金を免除するとは記載されていない。

行政財産条例第4条の規定により使用者が負担すべき費用の全部又は一部を減額し、又は免除する場合には、その理由を示したうえで決裁を受けるべきである。

(富江支所)

### 3 意見

(1) 事務所等の用途に使用許可する室等の電気料金、水道料金等について

行政財産の一部である室等を事務所、事業所等の用途に使用許可する場合には、当該室等を使用するため必要とする電気、水道等については、当該使用者がこれらの供給事業者と直接契約する方法を採用されたい。これができない場合には、当該使用許可に係る電気、水道等の使用量を記録する装置を設置して当該使用量を明確にすること等により、適正な電気料金、水道料金等の算定及び徴収に努められたい。

(総務企画部財政課)

(2) 事務所等の用途に使用許可する場合の共用部分の電気料金、水道料金等について

行政財産の一部である室等を事務所、事業所等の用途に使用許可する場合、当該事業所の職員等が使用する共用部分の電気料金、水道料金等が発生することとなるから、行政財産条例第3条の規定による使用者の負担について、合理的な算定方法を定められたい。

(総務企画部財政課)

## II 支出に関する事務の執行（委託料の前金払（工事請負及び設計監理委託に関するものを除く。））

地方公共団体が締結する契約については、相手方の義務履行後又は給付すべき時期の到来後に代金を支払うのが原則とされており、前金払とすることができる経費としては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第163条及び五島市財務規則（平成1

6年五島市規則第43号。以下「財務規則」という。)第66条に該当する場合に限り、前金払により支出することが認められている。

これらのことを踏まえ、委託料について前金払として支払をしたものについて、各種関係資料等を調査することにより、その処理が適切に行われているか検証した。

その結果は、次のとおりである。

ア 前金払の必要性及び前金払の根拠については、全て該当していると認めた。

イ 前金払の率及び金額並びにその支払回数については、規則等の定めがないため、契約の相手方の要望や条件に基づき契約書又は協定書に定めているので、統一的な基準が必要である。

ウ 前金払をした114件のうち前金払の精算をしていたものが16件あった。前金払は、金額の確定した債務に対してなされるものであるから、原則として精算を必要としないため、前金払としては適切でない。

なお、監査対象となった前金払の支出状況等は、別表のとおりである。

## 1 指摘事項

### (1) 前金払を伴う契約の締結について

前金払は、金額の確定した債務について相手方の義務履行前又は給付すべき時期の到来前に支出するものであるから、前金払条項を含む契約を締結するに際しては、特に契約の適正な履行が確保されるよう、契約の実績、経営規模、経営状況等を十分に確認したうえで契約の相手方を選定されたい。

(総務企画部政策企画課・情報推進課 市民生活部生活環境課 福祉保健部社会福祉課・長寿介護課・国保健康政策課 地域振興部地域協働課・観光物産課・スポーツ振興課 産業振興部農林課 建設管理部建設課・管理課 教育委員会事務局生涯学習課)

### (2) 委託料の支払方法について

前金払は、債務について金額が確定していることが前提であるところ、業務委託契約の中には、業務の完了を確認後に委託料が確定されるものがあり、それらの契約については、委託料の変更が生じることが予見できるものである。委託料については、地方自治法施行令第162条第6号の規定により、規則で概算払ができる旨を定めることによって概算払をすることが可能となるから、監査の対象となった案件の支払方法については、財務規則を改正して概算払への変更を検討されたい。

なお、概算払については、その性質上事後に必ず精算を伴うものであるから、履行確認手続完了前に委託料の全額を一括で支払うのではなく、委託内容の履行状況を確認しながら、四半期ごとの支払とするなど、その一部は履行確認手続完了後に支払う扱いとすべきである。

(総務企画部財政課 福祉保健部社会福祉課・長寿介護課 地域振興部観光物

産課 産業振興部農林課 教育委員会事務局生涯学習課)

(3) 前金払の精算について

次に掲げる委託事業については、前金払で支出した後、精算により委託料の増減が生じていた。前金払の金額は、法令又は契約によって確定されるものであるから、後日不履行その他の事由によって客観的に金額の異動を生ずる場合のほかは、その性質上精算を伴わないものである。

委託事業については、市が事業の実施主体であることを十分自覚し、事業の内容に見合った適正な委託料の積算とその執行管理に取り組みたい。

(委託事業名)

- ア ファミリー・サポート・センター事業
- イ 子育てサービス利用者支援事業
- ウ ひとり親家庭等生活向上事業
- エ 玉之浦へき地保育所指定管理業務
- オ 中川へき地保育所指定管理業務
- カ 地域子育て支援センター事業（五島市地域子育て支援センター）
- キ 地域子育て支援センター事業（ピヨピヨクラブ）
- ク 生活困窮者自立相談支援事業
- ケ デイサービスセンター久賀島指定管理業務
- コ デイサービスセンター枕島指定管理業務
- サ 老人福祉センター講座運営
- シ 富江温泉センター指定管理業務
- ス 五島市食肉センター指定管理業務
- セ 山本二三美術館指定管理業務
- ソ 地域子ども教室推進事業（玉之浦地区子ども教室実行委員会）
- タ 日本の宝「しま」交流支援事業業務

（福祉保健部社会福祉課・長寿介護課 地域振興部観光物産課 産業振興部農林課 教育委員会事務局生涯学習課）

(4) グループウェア保守業務委託契約について

グループウェア（サイボウズガルーン）保守業務委託契約において、サイボウズガルーン継続サービスライセンスの取得を業務委託し、その委託料を前金払している。

しかしながら、当該取得に要する経費は、地方自治法施行令第163条第3号の「前金で支払をしなければ契約しがたい借入れに要する経費」に該当し、前金払をすることができるとしても、「委託料」での支出は適当でないから、業務の内容を確認し、適切な支出科目を検討されたい。



(総務企画部情報推進課)

(5) 日本の宝「しま」交流支援事業参加者負担金について

令和元年度日本の宝「しま」交流支援事業の参加者負担金については、実行委員会が参加者から負担金を徴収し、市の会計に納入している。

地方自治法第243条は、普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行わせてはならないと規定し、地方自治法施行令第158条第1項が、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる歳入を各号に列記しているところ、当該参加者負担金は、同項各号の歳入に該当しないから、私人にその徴収又は収納の事務を委託することはできない。

(教育委員会事務局生涯学習課)

2 指導事項

前金払の支出において、契約書で定める支払月を過ぎてから支出を行っているものがあつた。支払時期が到来しているものについては、早く請求書を提出するよう契約の相手方を指導すべきである。

(総務企画部政策企画課 福祉保健部社会福祉課 地域振興部地域協働課・観光物産課 産業振興部農林課)

III 平成30年度の指摘事項等に対する改善状況等

特に指摘する事項等はなかつた。

IV まとめ

令和2年度の定期監査については、市の機関の全てに対し実施した。その結果における指摘事項、指導事項及び意見の件数は、次のとおりである。

	指摘事項	指導事項	意見	合計
収入事務（光熱水費）	40件	3件	2件	45件
支出事務（前金払）	5件	1件	0件	6件
平成30年度の指摘事項等に対する改善状況等	0件	0件	0件	0件
合計	45件	4件	2件	51件

「収入に関する事務の光熱水費」については、貸付事務処理手順等に基づき事務処理を行っているが、各部局において算出方法、基本料金の取扱いなどが相違しているためその取扱いを統一すべきであるから、貸付事務処理手順の内容を精査して見直しが必要であれば改正等を行い、その事務処理について指導及び周知徹底を図られたい。

「支出に関する事務の前金払」については、前金払の必要性について十分な検討をなさずに、前金払により支出しているものが見受けられた。支出の特例である前金払は、前金払としなければ事業の取扱いに支障を及ぼすようなもののみ適用すべきもので

あるから、安易に適用するのではなく、委託する事業の内容に応じて前金払の必要性、率又は額、支払時期等を十分に検討し、適正に処理されたい。

また、委託料については、地方自治法施行令第163条第2号に前金払できる経費として委託費が掲げられているところであるが、同条第3号の「前金で支払をしなければ契約をしがたい」とは、その性質上前金払をしなければ契約することが困難であるものの意であり、ただ単に相手方が前金払を強く要望しこれを契約の条件としているだけでは本号に該当しない（昭和29年9月10日自丁行発第162号徳島県総務部長宛行政課長回答）とされていることから、前金払の運用に当たっては慎重に行うべきであり、市にリスクが発生することがないように、万全を期されたい。特に新たな業者との契約締結に当たっては、契約の相手方の経営実態を調査し、その信用性を確認するなど、履行の担保を確保することが肝要である。

なお、監査結果については、情報を共有し、各所属部局において再度指導徹底を図られたい。

別表

前金払の支出状況等（令和元年度分）

	所管部局	業務委託の名称	前金払の必要性	前金払の根拠（法令・条例等）	前金払額（円）	支出回数	前金払の率（％）	前金払の率の根拠	精算の有無	監査結果指摘・指導記載箇所
1	政策企画課	久賀島観光交流拠点センター誘客手法充実策定業務	有	有	600,000	1	30	契約書	無	Ⅱ 1 (1)
2	政策企画課	旧五輪教会堂教会守等運營業務	有	有	3,937,080	4	25	契約書	無	Ⅱ 1 (1)、 2
3	政策企画課	久賀島観光交流拠点センター指定管理業務	有	有	6,300,000	4	25	協定書	無	Ⅱ 1 (1)
4	政策企画課	五島市ふるさとづくり寄附金管理システム保守管理業務	有	有	359,700	1	100	契約書	無	Ⅱ 1 (1)
5	政策企画課	五島市ふるさとづくり寄附金特設サイト保守管理業務	有	有	119,900	1	100	契約書	無	Ⅱ 1 (1)
6	情報推進課	グループウェア（サイボウズガルーン）保守業務	有	有	874,800	1	60	契約書	無	Ⅱ 1 (1)、 (4)
7	生活環境課	ごみ収集運搬業務（福江・岐宿・玉之浦地区）	有	有	113,644,020	12	—	契約書	無	Ⅱ 1 (1)
8	社会福祉課	富江地域福祉センター指定管理業務	有	有	1,641,000	2	100	協定書	無	Ⅱ 1 (1)
9	社会福祉課	地域活動支援センター事業	有	有	12,910,000	2	50	契約書	無	Ⅱ 1 (1)
10	社会福祉課	相談支援事業	有	有	14,280,000	2	50	契約書	無	Ⅱ 1 (1)
11	社会福祉課	手話奉仕員養成研修事業	有	有	235,000	1	100	契約書	無	Ⅱ 1 (1)
12	社会福祉課	ファミリー・サポート・センター事業	有	有	6,128,000	4	100	契約書	有	Ⅱ 1 (1)、 (2)、2
13	社会福祉課	子育てサービス利用者支援事業	有	有	8,102,000	4	100	契約書	有	Ⅱ 1 (1)、 (2)、(3)
14	社会福祉課	ひとり親家庭等生活向上事業	有	有	224,388	1	100	契約書	有	Ⅱ 1 (1)、 (2)、(3)
15	社会福祉課	玉之浦へき地保育所指定管理業務	有	有	11,969,000	4	100	協定書	有	Ⅱ 1 (1)、 (2)、(3)
16	社会福祉課	中川へき地保育所指定管理業務	有	有	11,360,000	4	100	協定書	有	Ⅱ 1 (1)、 (2)、(3)
17	社会福祉課	ふくえ児童館指定管理業務	有	有	10,438,000	4	100	協定書	無	Ⅱ 1 (1)
18	社会福祉課	地域子育て支援センター事業（五島市地域子育て支援センター）	有	有	8,152,000	4	100	契約書	有	Ⅱ 1 (1)、 (2)、(3)
19	社会福祉課	地域子育て支援センター事業（いちごクラブ）	有	有	3,917,000	4	100	契約書	無	Ⅱ 1 (1)
20	社会福祉課	地域子育て支援センター事業（ピョピョクラブ）	有	有	4,011,000	4	100	契約書	有	Ⅱ 1 (1)、 (2)、(3)
21	社会福祉課	生活困窮者自立相談支援事業	有	有	13,356,000	3	76	契約書	有	Ⅱ 1 (1)、 (2)、(3)
22	長寿介護課	デイサービスセンター久賀島指定管理業務	有	有	7,211,000	3	40	協定書	有	Ⅱ 1 (1)、 (2)、(3)
23	長寿介護課	デイサービスセンター柁島指定管理業務	有	有	12,270,000	3	40	協定書	有	Ⅱ 1 (1)、 (2)、(3)
24	長寿介護課	老人福祉センター講座運営	有	有	449,000	1	100	契約書	有	Ⅱ 1 (1)、 (2)、(3)
25	長寿介護課	地域ミニデイサービス活動事業（下崎山月友会）	有	有	33,000	1	100	契約書	無	Ⅱ 1 (1)
26	長寿介護課	地域ミニデイサービス活動事業（上崎山火の岳会）	有	有	33,000	1	100	契約書	無	Ⅱ 1 (1)
27	長寿介護課	地域ミニデイサービス活動事業（山内えがおぼんち会）	有	有	35,000	1	100	契約書	無	Ⅱ 1 (1)
28	長寿介護課	地域ミニデイサービス活動事業（小島恵比寿会）	有	有	23,000	1	100	契約書	無	Ⅱ 1 (1)
29	長寿介護課	地域ミニデイサービス活動事業（平蔵たけのこ会）	有	有	18,000	1	100	契約書	無	Ⅱ 1 (1)
30	長寿介護課	地域ミニデイサービス活動事業（浦頭かたろう会）	有	有	33,000	1	100	契約書	無	Ⅱ 1 (1)

前金払の支出状況等（令和元年度分）

	所管部局	業務委託の名称	前金払の必要性	前金払の根拠（法令・条例等）	前金払額（円）	支出回数	前金払の率（％）	前金払の率の根拠	精算の有無	監査結果指摘・指導記載箇所
31	長寿介護課	地域ミニデイサービス活動事業（幾久山ひまわりの会）	有	有	45,000	1	100	契約書	無	Ⅱ 1（1）
32	長寿介護課	地域ミニデイサービス活動事業（小川菜の花会）	有	有	35,000	1	100	契約書	無	Ⅱ 1（1）
33	長寿介護課	地域ミニデイサービス活動事業（山下たっしゅかかよう会）	有	有	35,000	1	100	契約書	無	Ⅱ 1（1）
34	長寿介護課	地域ミニデイサービス活動事業（まちなか塾）	有	有	35,000	1	100	契約書	無	Ⅱ 1（1）
35	長寿介護課	地域ミニデイサービス活動事業（中須スマイルクラブ）	有	有	23,000	1	100	契約書	無	Ⅱ 1（1）
36	長寿介護課	地域ミニデイサービス活動事業（福江さつき会）	有	有	60,000	1	100	契約書	無	Ⅱ 1（1）
37	長寿介護課	地域ミニデイサービス活動事業（野々切共楽会）	有	有	60,000	1	100	契約書	無	Ⅱ 1（1）
38	長寿介護課	地域ミニデイサービス活動事業（奥浦健康クラブ）	有	有	23,000	1	100	契約書	無	Ⅱ 1（1）
39	長寿介護課	地域ミニデイサービス活動事業（コケたおれんフレンズ本山）	有	有	35,000	1	100	契約書	無	Ⅱ 1（1）
40	長寿介護課	地域ミニデイサービス活動事業（白石しらさぎ会）	有	有	35,000	1	100	契約書	無	Ⅱ 1（1）
41	長寿介護課	地域ミニデイサービス活動事業（岐宿ひまわり会）	有	有	45,000	1	100	契約書	無	Ⅱ 1（1）
42	長寿介護課	地域ミニデイサービス活動事業（奈留水よう会）	有	有	60,000	1	100	契約書	無	Ⅱ 1（1）
43	長寿介護課	地域ミニデイサービス活動事業（吉田はづき会）	有	有	18,000	1	100	契約書	無	Ⅱ 1（1）
44	長寿介護課	地域ミニデイサービス活動事業（大浜つばき会）	有	有	33,000	1	100	契約書	無	Ⅱ 1（1）
45	長寿介護課	地域ミニデイサービス活動事業（布浦つばき会）	有	有	23,000	1	100	契約書	無	Ⅱ 1（1）
46	長寿介護課	地域ミニデイサービス活動事業（三井楽木よう会）	有	有	33,000	1	100	契約書	無	Ⅱ 1（1）
47	長寿介護課	地域ミニデイサービス活動事業（富江元気サークル）	有	有	45,000	1	100	契約書	無	Ⅱ 1（1）
48	長寿介護課	地域ミニデイサービス活動事業（長手万佐手会）	有	有	23,000	1	100	契約書	無	Ⅱ 1（1）
49	長寿介護課	地域ミニデイサービス活動事業（大宝弘法クラブ）	有	有	33,000	1	100	契約書	無	Ⅱ 1（1）
50	長寿介護課	地域ミニデイサービス活動事業（下大津クラブ）	有	有	60,000	1	100	契約書	無	Ⅱ 1（1）
51	長寿介護課	地域ミニデイサービス活動事業（福江木よう楽笑クラブ）	有	有	60,000	1	100	契約書	無	Ⅱ 1（1）
52	長寿介護課	地域ミニデイサービス活動事業（久木山八千代会）	有	有	23,000	1	100	契約書	無	Ⅱ 1（1）
53	長寿介護課	地域ミニデイサービス活動事業（黒瀬つたら会）	有	有	45,000	1	100	契約書	無	Ⅱ 1（1）
54	長寿介護課	地域ミニデイサービス活動事業（淵ノ元さくら会）	有	有	35,000	1	100	契約書	無	Ⅱ 1（1）
55	長寿介護課	地域ミニデイサービス活動事業（上大津菜の花会）	有	有	23,000	1	100	契約書	無	Ⅱ 1（1）
56	長寿介護課	地域ミニデイサービス活動事業（籠淵なかよし会）	有	有	23,000	1	100	契約書	無	Ⅱ 1（1）
57	長寿介護課	地域ミニデイサービス活動事業（増田健康クラブ）	有	有	33,000	1	100	契約書	無	Ⅱ 1（1）
58	長寿介護課	地域ミニデイサービス活動事業（おごら月よう会）	有	有	35,000	1	100	契約書	無	Ⅱ 1（1）
59	長寿介護課	地域ミニデイサービス活動事業（黒蔵なかよし健康クラブ）	有	有	33,000	1	100	契約書	無	Ⅱ 1（1）
60	長寿介護課	地域ミニデイサービス活動事業（男子木よう会）	有	有	28,000	1	100	契約書	無	Ⅱ 1（1）

前金払の支出状況等（令和元年度分）

	所管部局	業務委託の名称	前金払の必要性	前金払の根拠（法令・条例等）	前金払額（円）	支出回数	前金払の率（％）	前金払の率の根拠	精算の有無	監査結果指摘・指導記載箇所
61	長寿介護課	地域ミニデイサービス活動事業（西楠原西光会）	有	有	23,000	1	100	契約書	無	Ⅱ 1 (1)
62	長寿介護課	地域ミニデイサービス活動事業（上の会）	有	有	35,000	1	100	契約書	無	Ⅱ 1 (1)
63	国保健康政策課	在宅当番医制	有	有	3,800,000	1	100	契約書	無	Ⅱ 1 (1)
64	地域協働課	滞在型観光推進事業	有	有	850,000	2	28	契約書	無	Ⅱ 1 (1)、 2
65	観光物産課	五島市観光案内（福江空港）業務	有	有	1,749,495	2	50	契約書	無	Ⅱ 1 (1)
66	観光物産課	五島市観光案内業務	有	有	5,700,000	2	50	契約書	無	Ⅱ 1 (1)、 2
67	観光物産課	鬼岳天文台指定管理業務	有	有	1,268,000	4	25	協定書	無	Ⅱ 1 (1)
68	観光物産課	福江武家屋敷通りふるさと館指定管理業務	有	有	8,050,000	4	25	協定書	無	Ⅱ 1 (1)、 2
69	観光物産課	五島フェア開催事業業務	有	有	8,803,000	5	20	契約書	無	Ⅱ 1 (1)
70	観光物産課	集荷システム構築事業業務	有	有	8,358,060	5	20	契約書	無	Ⅱ 1 (1)
71	観光物産課	五島物産マーケティング&プロモーション事業業務	有	有	6,933,900	5	20	契約書	無	Ⅱ 1 (1)
72	観光物産課	マッチング支援事業業務	有	有	5,136,580	5	20	契約書	無	Ⅱ 1 (1)
73	観光物産課	旅行業者等招聘業務	有	有	900,000	2	50	契約書	無	Ⅱ 1 (1)
74	観光物産課	五島市観光ホームページ「五島の島たび」サーバー保守・管理業務	有	有	441,450	2	50	契約書	無	Ⅱ 1 (1)
75	観光物産課	しま共通地域通貨発行业務	有	有	56,299,000	3	50 25 25	契約書	無	Ⅱ 1 (1)
76	観光物産課	Go to 島旅コンシェルジュ業務	有	有	6,000,000	3	50 25	契約書	無	Ⅱ 1 (1)
77	観光物産課	特設コンテンツ「釣りの聖地・五島」魅力発信整備委託業務	有	有	942,500	2	50	契約書	無	Ⅱ 1 (1)
78	観光物産課	体験型観光コーディネーター業務	有	有	11,052,000	3	50 30	契約書	無	Ⅱ 1 (1)
79	観光物産課 （富江支所）	多郎島地区公園指定管理業務	有	有	4,910,000	4	25	協定書	無	Ⅱ 1 (1)
80	観光物産課 （富江支所）	富江温泉センター指定管理業務	有	有	27,597,000	4	25	協定書	有	Ⅱ 1 (1)、 (2)、(3)
81	観光物産課 （三井楽支所）	道の駅遺唐使ふるさと館指定管理	有	有	20,000,000	4	25	協定書	無	Ⅱ 1 (1)
82	スポーツ振興課 （玉之浦支所）	玉之浦健康管理増進施設指定管理業務	有	有	100,925	2	100	協定書	無	Ⅱ 1 (1)
83	スポーツ振興課 （三井楽支所）	三井楽市民プール指定管理業務	有	有	18,533,000	4	100	協定書	無	Ⅱ 1 (1)
84	農林課	五島市食肉センター指定管理業務	有	有	54,991,000	3	100	協定書	有	Ⅱ 1 (1)、 (2)、(3)
85	農林課	産品センター鬼岳四季の里指定管理業務	有	有	5,800,000	4	100	協定書	無	Ⅱ 1 (1)
86	農林課	たい肥センター指定管理業務	有	有	13,000,000	2	100	協定書	無	Ⅱ 1 (1)、 2
87	農林課	土地改良施設の維持管理業務	有	有	2,992,000	2	100	契約書	無	Ⅱ 1 (1)
88	農林課	市営林間伐素材生産作業委託（富江町繁数字越地）	有	有	2,950,000	2	40	契約書	無	Ⅱ 1 (1)
89	農林課	市営林間伐素材生産作業委託（富江町繁数字野口）	有	有	3,650,000	2	40	契約書	無	Ⅱ 1 (1)
90	農林課	五島市保安林松くい防除薬剤地上散布業務	有	有	1,110,000	2	40	契約書	無	Ⅱ 1 (1)

前金払の支出状況等（令和元年度分）

	所管部局	業務委託の名称	前金払の必要性	前金払の根拠（法令・条例等）	前金払額（円）	支出回数	前金払の率（%）	前金払の率の根拠	精算の有無	監査結果指摘・指導記載箇所
91	建設課	崎山78号線外1路線道路整備工事	有	有	2,770,562	2	70	契約書	無	II 1 (1)
92	建設課	崎山78号線外1路線道路整備工事	有	有	1,106,000	2	40	契約書	無	II 1 (1)
93	建設課	道路植栽管理委託（上崎山地区環境保全整備会）	有	有	313,000	1	90	契約書	無	II 1 (1)
94	建設課	道路植栽管理委託（大窪町内会）	有	有	313,000	1	90	契約書	無	II 1 (1)
95	建設課	道路植栽管理委託（河務町内会 フラワーロード管理）	有	有	314,000	1	90	契約書	無	II 1 (1)
96	建設課	道路植栽管理委託（貝津花を咲かせる会）	有	有	308,000	1	90	契約書	無	II 1 (1)
97	管理課（三井楽支所）	高浜園地休憩施設管理業務	有	有	706,000	1	30	契約書	無	II 1 (1)
98	管理課（三井楽支所）	高浜海水浴場の開設に係る業務	有	有	251,000	1	40	契約書	無	II 1 (1)
99	管理課	繁敷地区地籍調査事業業務	有	有	7,290,000	1	30	契約書	無	II 1 (1)
100	教育委員会事務局生涯学習課	山本二三美術館指定管理業務	有	有	10,460,000	3	100	協定書	有	II 1 (1)、(2)、(3)
101	教育委員会事務局生涯学習課	地域子ども教室推進事業（富っこクラブ実行委員会）	有	有	100,000	1	100	契約書	無	II 1 (1)
102	教育委員会事務局生涯学習課	地域子ども教室推進事業（きしくっ子ども教室実行委員会）	有	有	110,000	1	100	契約書	無	II 1 (1)
103	教育委員会事務局生涯学習課	地域子ども教室推進事業（久賀島地区子ども教室実行委員会）	有	有	105,000	1	100	契約書	無	II 1 (1)
104	教育委員会事務局生涯学習課	地域子ども教室推進事業（福江地区子ども教室実行委員会）	有	有	112,000	1	100	契約書	無	II 1 (1)
105	教育委員会事務局生涯学習課	地域子ども教室推進事業（緑っこクラブ実行委員会）	有	有	112,000	1	100	契約書	無	II 1 (1)
106	教育委員会事務局生涯学習課	地域子ども教室推進事業（崎山地区子ども教室実行委員会）	有	有	97,000	1	100	契約書	無	II 1 (1)
107	教育委員会事務局生涯学習課	地域子ども教室推進事業（本山地区子ども教室実行委員会）	有	有	101,000	1	100	契約書	無	II 1 (1)
108	教育委員会事務局生涯学習課	地域子ども教室推進事業（なるっ子教室実行委員会）	有	有	110,000	1	100	契約書	無	II 1 (1)
109	教育委員会事務局生涯学習課	地域子ども教室推進事業（奥浦地区子ども教室実行委員会）	有	有	110,000	1	100	契約書	無	II 1 (1)
110	教育委員会事務局生涯学習課	地域子ども教室推進事業（大浜地区子ども教室実行委員会）	有	有	97,000	1	100	契約書	無	II 1 (1)
111	教育委員会事務局生涯学習課	地域子ども教室推進事業（三井楽町子ども教室実行委員会）	有	有	85,000	1	100	契約書	無	II 1 (1)
112	教育委員会事務局生涯学習課	地域子ども教室推進事業（玉之浦地区子ども教室運営委員会）	有	有	87,562	1	100	契約書	有	II 1 (1)、(3)
113	教育委員会事務局生涯学習課	笠松宏有記念館管理業務	有	有	3,797,000	4	100	協定書	無	II 1 (1)
114	教育委員会事務局生涯学習課	日本の宝「しま」交流支援事業業務	有	有	2,498,512	1	100	契約書	有	II 1 (1)、(2)、(3)、(5)
	合計				567,090,434					

1 前金払の根拠（法令・条例等）

地方自治法施行令第163条、財務規則第66条、業務委託契約書、指定管理に関する協定書において、前金払の率、前金払の額を定めているもの。

2 精算の有無

前金払で支出した後、委託料の増減が生じたため、前金払の精算を行ったもの。